法規的告示

○厚生労働省告示第二百六十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第七項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年七月六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第３ １～1231　（略） 1232　可搬型遺伝子解析装置	**別表第３** １～1231　（略） （新設）

○厚生労働省告示第二百六十二号

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第五条の五第三項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第五条の五第三項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要する一般医療機器（平成二十六年厚生労働省告示第三百十六号）のうち厚生労働大臣が指定するものとして厚生労働大臣が定める一般医療機器の一部を次のように改正する。

令和八年七月六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 １～508　（略） 509　可搬型遺伝子解析装置	**別表** １～508　（略） （新設）

その他告示

○農林水産省告示第九百四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第五項の規定に基づき、資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第千九百八十二号）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

令和八年七月六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（別紙２―16　まさば及びごまさば対馬暖流系群） 第１～第５　（略） 第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 １・２　（略） ３　漁獲可能量の未利用分の繰越しについて 管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、第４の３(1)①の規定に基づき算出した数量の10パーセントを上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。 ４・５　（略） 第７～第９　（略） （別紙２―53　べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）（ステップアップ管理対象資源）） 第１～第５　（略） 第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 １　法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量及び同項第３号の大臣管理漁獲可能量について、「試行水準」として設定する。この場合において、都道府県における管理を行う目安として、２及び３に基づく数量を算出し、「試行目安数量」として提示する。 ２　試行目安数量は、漁獲可能量から国の留保を除いた数量に、令和４年（2022年）から令和６年（2024年）までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出することを基礎とする。ただし、関係者の間で別段の合意がある場合には、当該合意に基づき算出する。 ３　国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定める。なお、ステップ２において国の留保からの配分を行うこととはしないものの、ステップ３以降の取組に向けて、配分の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。 第７～第９　（略）	（別紙２―16　まさば及びごまさば対馬暖流系群） 第１～第５　（略） 第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 １・２　（略） （新設） ３・４　（略） 第７～第９　（略） （別紙２―53　べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）（ステップアップ管理対象資源）） 第１～第５　（略） 第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 本則第１の２(5)②のステップ２の取組を開始する際に定める。 第７～第９　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。